○復興庁告示第十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社広島銀行

二　住所　広島県広島市中区紙屋町一丁目三番八号

○復興庁告示第十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社北陸銀行

二　住所　富山県富山市堤町通り一丁目二番二十六号

○復興庁告示第十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（いわき市復興推進計画（認定番号福島第九十五号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社十六銀行

二　住所　岐阜県岐阜市神田町八丁目二十六番地

○復興庁告示第二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第九十六号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（本宮市復興推進計画（認定番号福島第九十七号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（川俣町復興推進計画（認定番号福島第九十八号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社南都銀行

二　住所　奈良県奈良市橋本町十六番地

○復興庁告示第二十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（川俣町復興推進計画（認定番号福島第九十八号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○総務省告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

政党

政治団体の名称　異動事項

希望の党　会計責任者の氏名　岸本　周平　新

細野　豪志　旧

異動年月日　三〇、一、二二

○総務省告示第七十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の十六第一項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第一項の規定に基づき、次の登録証明機関から業務の廃止の届出があったので、同法第三十八条の十六第三項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の十六第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

一　登録証明機関の名称及び住所

ＳＧＳアールエフ・テクノロジー株式会社

神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号

二　登録を受けている事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　廃止する業務

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業の区分に係る技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務

四　業務を廃止する事務所の所在地

神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号

五　業務を廃止した日

平成二十九年十二月三十一日

○総務省告示第七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、公示する。

平成三十年二月二十八日

総務大臣　野田　聖子

一　登録証明機関の名称及び住所

ＳＧＳジャパン株式会社

神奈川県横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地横浜ビジネスパーク　ノースクエア１

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目五番二三号

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成三十年一月五日

○復興庁告示第二十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成三十年二月二日付けで認定した復興推進計画（東海村復興推進計画（認定番号茨城第二十六号））に係る指定金融機関を平成三十年二月二十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成三十年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号